

川西小学校いじめ防止等基本方針

R8.4.23改訂

1 目的

いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定といじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本方針

いじめがすべての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）に取り組む。

保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の指導を行うよう努める。

4 いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめ対策委員会を組織する。

(1) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、他

(2) 開催日 月1回、特別支援・生徒指導委員会に併せて開催する他、必要に応じて随時開催する。

(3) 内容

- ① いじめの防止に係る事項（学校行事、学級活動、集会活動等）
- ② いじめの早期発見に係る事項（アンケート調査等）
- ③ いじめへの対処に係る事項（個別会議等）
- ④ その他

5 基本的施策

(1) いじめの防止

① いじめ防止の啓発

- ・全校集会の開催

② 道徳教育の充実

- ・家庭と連携した、基本的な生活習慣の確立と規範意識の向上
- ・一人一人の児童の存在感のある居場所づくり
- ・「私たちの道徳」の活用
- ・道徳科における本音で語り合う時間の展開
- ・「あいさつ・そうじ・思いやり」のスローガンの推進

- ③ 人権教育の充実
 - ・望ましい人間関係を育てる授業と、縦割活動
 - ・一人一人が生き生きと活動する授業
 - ・人権教育に係る環境づくり（人権コーナー、人権教育強化週間の取組等）
- ④ 体験活動等の充実
 - ・あいさつ運動の推進（各学年によるあいさつ運動、あいさつボランティア隊）
 - ・ボランティア活動の推進（勤労体験、奉仕活動の重視、働く喜びや連帯感の育成）
 - ・児童主体の学校行事の展開
- (2) いじめの早期発見のための措置
 - ① 定期的な調査・情報収集の実施
 - ・定期的なアンケート調査（毎月１回 全学級）
 - ・チェックリストの活用（学期１回 全学級）
 - ・いじめ防止等対策委員会での情報交換（月１回）
 - ・保護者、地域からの情報収集
 - ・川西小オンライン相談窓口・心の健康観察
 - ・PTA、学校運営協議会委員との懇談から
 - ② 相談体制の整備
 - ・定期相談（教育相談６月及び１１月、個別面談７月）
 - ・いじめ防止等対策委員会による個別の相談設定（随時）
 - ・スクールカウンセラーによる相談（２か月に１回程度）
- (3) 関係機関との連携

町教育委員会学校教育課 福祉保健課 民生委員・児童委員 けやきの家 学校医
 スクールカウンセラー 青少年相談員 筑西児童相談所（児童福祉司、児童心理司）
 下妻警察署 等

- (4) 教職員の資質向上
 - ① 「こんな教師でありたい（自己チェックシート）」による研修
 - ② 「いじめ問題の克服のために」「体罰防止マニュアル」による研修
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ・情報モラルに関する研修
 - ・親子情報モラル教室
 - ・道徳や特別活動の授業での情報モラル教育の充実（SNS等）
- 6 いじめの防止等に関する措置
 - (1) いじめに対する措置
 - ① 児童からの相談に応じる者及び児童の保護者は、児童からいじめに係わる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、学校への通報その他の適切な措置をとる。
 - ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき、学校及び教育委員会は、下妻警察署と連携してこれに対処する。児童が生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに下妻警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - (2) 個別のいじめへの対応
 - ① いじめの事実確認
 - ② いじめを受けた児童及び保護者に対する支援
 - ③ いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言
 - ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの下妻警察署との連携
 - ⑤ 懲戒、出席停止制度の適切な運用

7 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、その重大事態に対処し、重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに教育委員会又は、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 重大事態が発生した場合、(1)の調査の結果について調査を行う。その調査結果を踏まえ、重大事態の対処、又は、重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- (3) 調査結果については、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

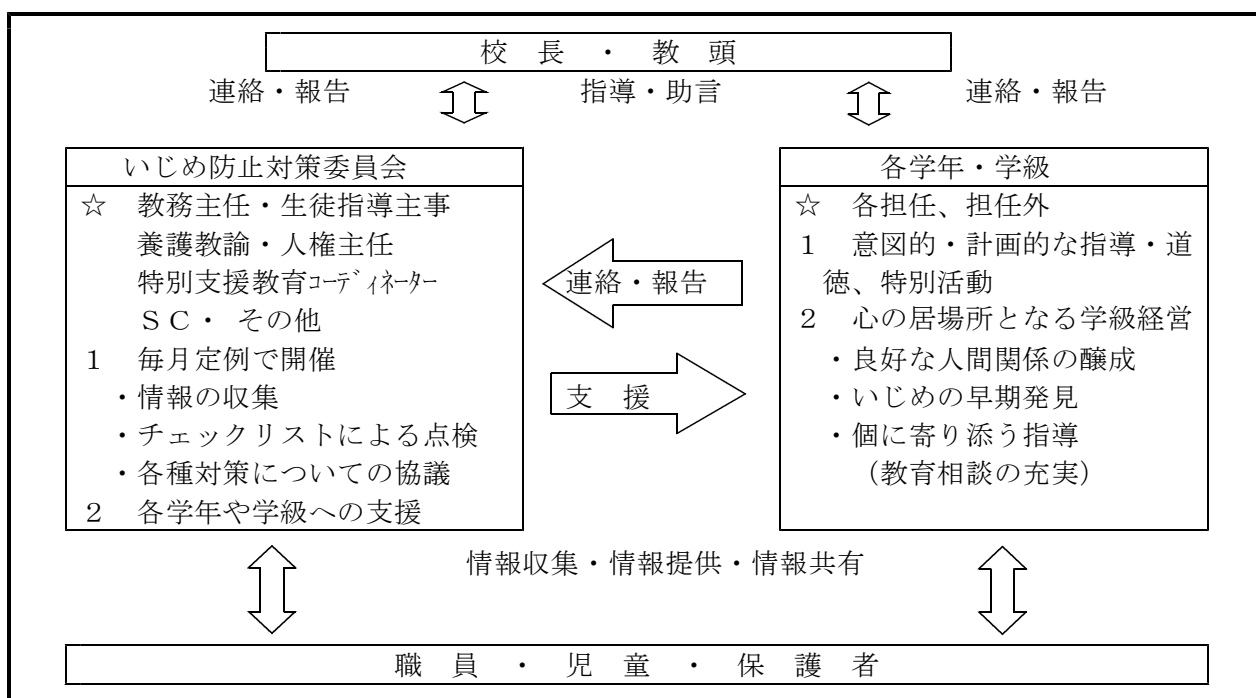
8 その他

- (1) 学校評価・・・いじめの未然防止・早期発見のための取組等について評価する。
- (2) 教職員による体罰禁止の徹底
- (3) 教職員の人権感覚チェックリストの活用

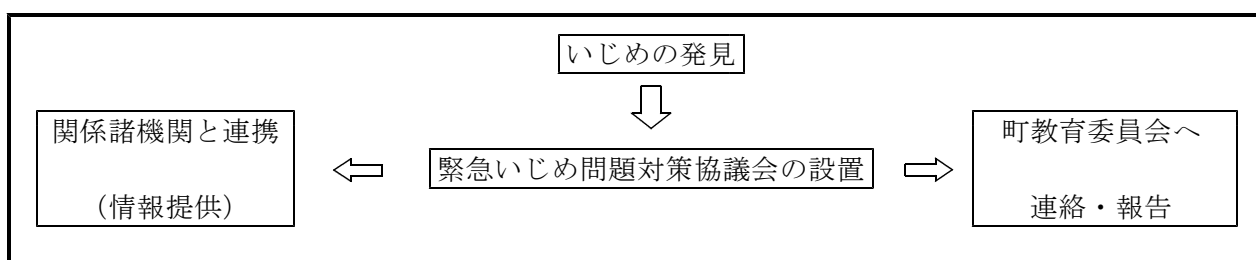
9 組織図

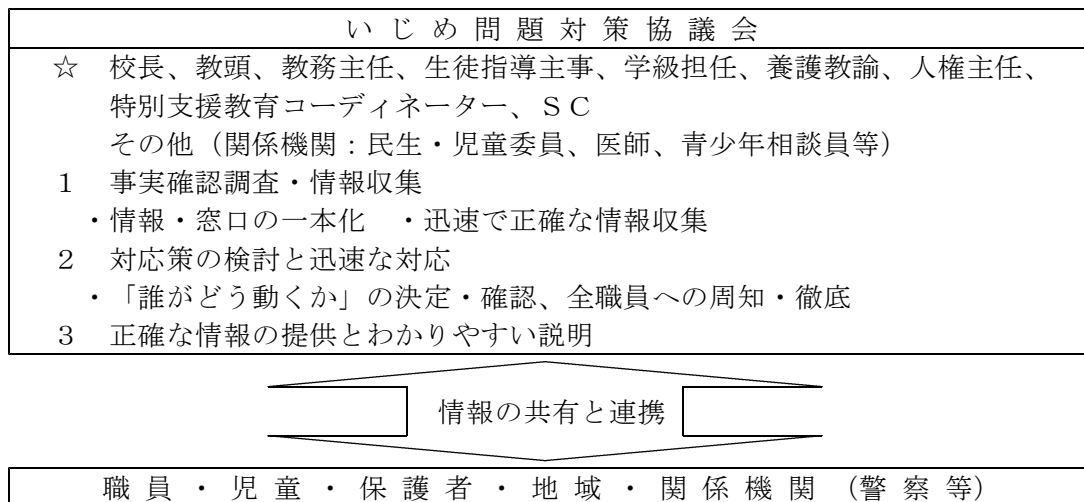
ア いじめ防止のための組織

① 平常時



② いじめ発生時





イ 重大事態発生時の組織

